

## 第1章 指針の改定にあたって

### 1 指針改定の趣旨

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和22年に施行され、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきました。

また、山口県においても、「山口県人権推進指針」が平成14年3月に策定されました。

これらを踏まえ、本市においては、これまで市民の人権を尊重するという視点に立って、あらゆる行政分野で諸施策を推進してきましたが、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取り組みを推進するため、平成23年3月、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す「山口市人権推進指針」を策定し、これまで、国、県、関係機関や関係団体との連携のもと『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』の実現に向け、総合的な人権施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、今日の社会におきましては、社会情勢の変化などに伴い、人権問題も複雑・多様化してきており、地域に密着したきめ細かい人権施策の推進が求められています。このような中、平成28年9月に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果も踏まえ、「山口市人権推進指針」の見直しを行い、引き続き、人権施策を総合的に推進していきます。

また、指針の基本理念の中の『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』については、市民、民間団体、企業等の協働のもとに、人権尊重を目指したいとの思いを込めて、受け身ではなく、自ら主体的に行動するという意味の表現に変え、『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』に変更します。

### 2 指針の性格

この指針は、本市の人権施策を推進するための方向性や方策等を示す基本指針とし、「山口市総合計画」に基づく部門別基本計画等の推進にあたっては、本指針の趣旨に沿った取り組みを行うこととし、次のような役割を持っています。

- (1) 市は、市民一人ひとりが人権を尊重するまちの実現に向けた行政を推進するとともに、あらゆる行政分野で人権施策を総合的、計画的に推進するための指針とします。
- (2) 市民、民間団体、企業等の参加・参画と協働のもとに進めることが大切であり、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識をもち、自主的な取り組みが実施されることを期待します。

### 3 指針の期間

本指針の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

なお、この指針に基づいた諸施策の推進にあたっては、一層の充実を図るため、進捗状況や人権問題に関する国や県等の動向や社会経済情勢等の変化を踏まえながら、新たな課題にも弾力的に対応しながら推進します。

## 4 指針策定の背景

### (1) 国際連合の状況

多くの尊い命が奪われ、悲劇と破壊をもたらした第二次世界大戦の反省から、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、昭和20年に国際連合が設立されました。国際連合は、昭和23年12月10日、第3回国連総会で、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進のために、「世界人権宣言」を採択しました。

また、国際連合は、この「世界人権宣言」で規定された権利に法的拘束力を持たせるために、昭和40年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、昭和41年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/A規約)及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約/B規約)からなる「国際人権規約」、昭和54年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約※1)、平成元年に「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)など数多くの人権に関する条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など、人権尊重に向けての国際的な取り組みを続けてきました。

※1 女子差別撤廃条約 外務省による略称。女性差別撤廃条約と呼ばれることもあります。

### (2) 国・県の状況

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和22年に施行され、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約の批准など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきました。

平成9年3月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。

また、平成12年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されています。この法の規定に基づき、国では、平成14年3月に、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

山口県においては、平成14年3月に、人権に関する総合的な取り組みを推進するための基本指針となる「山口県人権推進指針」が策定され、平成18年4月には、人権施策の推進に必要な事項について審議する「山口県人権施策推進審議会」を設置し、その後、平成19年6月には、人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、社会情勢等の変化に対応するため、「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」が改定され、平成24年3月に「山口県人権推進指針」の全面改定が行われました。

### (3) 本市の状況

本市においては、これまで国、県、関係機関等と連携・協力しながら、様々な人権問題について、その解決のために取り組んできました。

平成19年10月に策定した「山口市総合計画」においては、本市の目指すまちの姿を「ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口」と掲げ、市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくりを目指し、平成20年3月には「山口市男女共同参画基本計画」、平成21年3月には「第五次山口市高齢者保健福祉計画・第四次山口市介護保険事業計画」、平成21年6月には「山口市バリアフリー基本構想」を策定するなど、積極的に関係諸施策を推進してきました。

また、幅広い人権課題に対応するための推進体制の充実強化を図るため、平成18年4月に全庁的な組織として副市長を本部長とする「山口市人権推進本部」を設置し、横断的な協力・連携体制を構築しています。平成21年6月には、人権施策を総合的に推進するための諮問機関として「山口市人権施策推進審議会」を設置し、有識者の意見を市政に取り入れています。平成23年3月、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す「山口市人権推進指針」を策定し、これまで、国、県、関係機関や関係団体との連携のもと『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』の実現に向け、総合的な人権施策を推進してきました。

しかしながら、今日においても、様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢の変化などに伴い人権問題も複雑・多様化してきており、地域に密着したきめ細かい人権施策の推進が求められています。

このことから、人権問題に対する市民の意識についての現状や問題点等の把握を行い、今後の人権施策を効果的に推進することを目的に、平成28年9月に「**人権に関する市民意識調査※1**」を実施しました。

※1資料編P32に「人権に関する市民意識調査結果概要」を掲載しています。

## 第2章 指針の基本的考え方

### 1 基本理念

この指針においては、誰もがお互いに認めあい、『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』の実現に向け、総合的に人権に関する取り組みを推進することを基本理念とします。

### 2 キーワード

市政のあらゆる分野で人権の尊重を基調において人権に関する取り組みを進めるため、次のキーワードに基づき諸施策を推進します。

いのち (生命)	市民一人ひとりが、かけがえのない尊い「いのち」を大切にする地域社会の創造を目指します。
じゆう (自由)	市民一人ひとりが、自由で多様な価値観を尊重する地域社会の創造を目指します。
びょうどう (平等)	市民一人ひとりが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の創造を目指します。
きょうどう (協働)	市民一人ひとりが、相互に理解・尊重し共通の目的に向かい共に取り組む地域社会の創造を目指します。

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。

最高法規である日本国憲法第97条（「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」）に人権の本質が示されています。

### 第3章 人権施策の推進

指針の基本理念である『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』の実現に向け、国及び県等と連携しながら諸施策を総合的、計画的に推進します。

#### 1 人権を尊重した行政の推進

市が行う業務は、すべて人権とかがわりがあり、人権と無関係の部局はありません。職員一人ひとりが、市民の人権尊重の視点に立った取り組みを行い、日頃から人権意識の高揚を図るため自己研鑽に努め、たえず問題意識をもって業務に当たる必要があります。

このため、市におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取り組みを積極的に推進します。

- (1) 市行政の推進に当たっては、常に人権の尊重を行動基準として行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点からの業務の点検・見直し、適正な情報公開の実施、人権を重んじた接遇、公平な取り扱いなど人権に配慮した取り組みを推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権尊重の視点に立った業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚が持てるよう、職員研修の充実に努めます。

#### 2 人権教育・人権啓発の推進

『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』の実現に向けて、家庭、地域、職場、学校などにおいて、市民、PTA及び地域人権学習推進組織等と連携しながら、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「山口県人権推進指針」を踏まえ、人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

##### (1) 行政における取り組み

市におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取り組みを積極的に推進します。

- ① 行政での推進体制の確立
  - ・行政全体での共通理解と関係部局等との連携
  - ・目標及び計画等の設定
- ② 審議会の開催
  - ・人権施策推進審議会において、人権に関する施策について審議
- ③ 研修等の実施
  - ・職員の人権意識の高揚を図る研修の充実
- ④ 人権啓発の推進
  - ・広報紙、ホームページ等を活用した啓発の実施
  - ・啓発資料の整備、情報の提供

## (2) 学校における取り組み

子どもの発達段階に即し、幼稚園を含めた学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする人権教育を組織的・計画的に推進します。

- ① 家庭、関係機関等と連携した推進体制の確立
- ② 学校、地域の実情を踏まえた目標の設定や、全体計画の作成
- ③ 人権尊重の視点に立った指導の充実
- ④ 子どもの人権が尊重される環境づくり
- ⑤ 人権教育推進校制度をはじめとする、人権意識の高揚を目指した研修・研究等の充実

## (3) 地域社会における取り組み

人権意識の高揚を目指し、市民、民間団体、企業・事業所等との連携を図りながら、地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ① 多様な学習機会の充実
  - ・ 人権課題並びにニーズに応じた人権学習講座の開設
  - ・ 市人権ふれあいフェスティバルの開催
  - ・ 地域交流センターの活動への支援
  - ・ 市民の自主的な人権学習への支援
  - ・ 地区人権学習推進組織の取り組みへの支援
  - ・ 企業・事業所における研修会への支援
- ② 指導者の養成と支援体制の充実
  - ・ 市人権教育推進委員会の設置及び研修の実施
  - ・ 企業・事業所における指導者の育成及び研修への支援
- ③ 家庭教育の充実
  - ・ 家庭と学校が連携した人権学習研修活動への支援
  - ・ P T A、婦人会等の社会教育団体の取り組みへの支援

## (4) 相談・支援体制の充実

- ・ 法務局等相談機関との連携
- ・ 相談機関等に関する情報の提供

### 3 分野別施策の推進

男女共同参画に関する問題、子どもの問題、高齢者問題、障がい者問題、同和問題、外国人問題、感染症患者等の問題、ハンセン病問題、罪や非行を犯した人の問題、プライバシー保護の問題、インフォームド・コンセント推進の問題、インターネットによる問題、犯罪被害者保護の問題、拉致問題、性の多様性の問題、働く人の問題、その他の人権問題を具体的に取り組むべき分野別人権課題として諸施策を推進します。

#### 男女共同参画に関する問題

##### 1 現状と課題

すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、ともに認め合い、ともに支え合い、ともに輝いて生きることのできる男女共同参画社会の実現が求められています。

国においては、「男女共同参画社会基本法」が平成11年に施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

こうした中、平成28年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面施行され、女性が職場で活躍できる環境の整備等について、事業主はもとより社会全体における取り組みが求められることになりました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が改正され、平成26年に施行され、交際相手からの暴力の被害者についても、法の適用対象となりました。

本市におきましても、平成20年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の取り組みを総合的かつ計画的に推進し、様々な施策を実施してきました。平成20年度に、計画がスタートしてから、前期行動計画期間（5年間）が経過したため、平成25年度からの後期行動計画（5年間）を策定しました。平成26年3月には「山口市男女共同参画推進条例」を制定し、4月に施行しました。

しかしながら、依然として、家庭、地域、職場、学校などでは性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、これに基づく社会制度や慣行等が、男女の多様な生き方の選択や能力の発揮を阻害する要因になっています。また、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の男女間の暴力は、重大な人権侵害であり、男女が互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害しています。この状況を踏まえ、平成30年度（2018年度）からの第2次山口市男女共同参画基本計画（5年間）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んでいきます。

##### 2 基本方針

男女が社会の一員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、お互いの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を計画的に推進します。

(1) 人権の尊重に基づく男女共同参画推進の意識づくり

性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向けた取り組みを進め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思で多様な生き方が選択できる社会の実現を目指します。

(2) 男女がいきいきと働き続けられる環境づくり

長時間労働の削減等の働き方の見直しや意識改革、子育て・介護支援の充実等により、男女が互いに責任を分かち合いながら、家事・子育て・介護等に参画し、職業生活その他の社会生活と家庭生活の調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつけられ、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

(3) あらゆる分野での男女共同参画の実現

市の政策・方針決定過程や企業・団体、地域社会、農山漁村、防災など社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、多様な価値観・視点や新しい発想などが取り入れられ、様々な人の立場を考慮した政策等が実現することを目指します。

(4) 健康で安全・安心な暮らしづくり

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、**セクシュアル・ハラスメント**※1など男女間の暴力が根絶されるとともに、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、安全で健康的な生活を営むことができ、性的指向・性自認を理由とした偏見・差別やひとり親家庭等、様々な困難を抱える男女が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

※1セクシュアル・ハラスメント

広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指します。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により、就業関係が害されること」とされています。

## 子どもの問題

### 1 現状と課題

近年少子化の傾向が顕著になり、本市においても児童人口が年々減少している中で、核家族化や地域コミュニティの希薄化、働き方の多様化など子育て家庭を取り巻く社会環境が一層厳しくなっています。

家庭、地域、職場、学校などと行政が一体となって子育て世代を支援し、子どもが健やかに育つことができる環境を整え、地域社会全体で子育て支援に取り組む必要があります。

国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」、平成25年に「いじめ防止対策推進法」、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が開始されるなど、子どもの人権を守るための様々な法律が整備されました。また、平成29年に「児童福祉法」が改正され、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが権利の主体として、位置づけられることが明記されました。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」を受け、平成20年度に策定した「山口市次世代育成支援行動計画」に基づき、平成26年度まで、市民との協働により、子育て支援施策に総合的に取り組んできたところです。平成27年度からの「山口市子ども・子育て支援事業計画」では、「山口市次世代育成支援行動計画」を継承し、地域や社会全体が一体となり、支え合い、子育てを行うことにより、「子どもの健やかな育ちを喜び支える まちづくり」につながることを、基本理念としています。

また、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づく対策を推進するため、平成26年5月に「山口市いじめ防止基本方針」を策定しました。

### 2 基本方針

子どもは、誕生した瞬間から、家族の大切な一員であると同時に、社会にとっても次世代を担うかけがえのない存在となります。

子どもは、親をはじめとする大人の保護のもとで成長しますが、ひとりの人間であり大人と同じ人格を持つ存在として、その人権が尊重されなければなりません。

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、子どもの権利を大切にしている取り組みを充実します。

また、虐待防止やいじめ対策のため、関係機関等と連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めるほか、いじめに対する相談体制の充実を図ります。

#### (1) 子どもの権利を大切にしている取り組みの充実

子どもの権利擁護を推進するため、「子どもの権利条約」の趣旨について普及啓発を行うほか、人権学習の実施などに取り組めます。

#### (2) 虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策を充実するため、関係機関等で構成する**要保護児童対策地域協議会**※1の運営を通して連携を強化し、虐待の予防や早期発見、早期対応に努めます。

また、家庭児童相談室、やまぐち子育て福祉総合センター、やまぐち母子健康サポートセンター、教育相談室、家庭教育支援ダイヤル等による相談体制を充実し、虐待の未然防止を図るとともに、**オレンジリボンキャンペーン※2**を推奨し、虐待防止について周知を図ります。

(3) いじめ対策の充実

山口市いじめ防止基本方針は、いじめの『未然防止』、『早期発見』、『早期対応』、『重大事態への対応』の視点から、いじめ防止等のための取り組みを総合的かつ効果的に推進するために策定されています。いじめに対する相談体制を充実するため、教育相談員による教育相談などを実施します。

(4) 子どもの生活・学習の支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、子どもに対する学習支援や居場所づくり等、必要な支援を行います。

**※1 要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法第25条の2の規定に基づき、虐待を受けている子どもその他の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）について、関係機関等が連携して、要保護児童の予防、早期発見及び適切な対応を図るための地域協議会。

**※2 オレンジリボンキャンペーン**

児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを使用して、民間、地方自治体、国が11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報・啓発活動を行い、児童虐待防止運動について広く知ってもらうためのキャンペーン。

## 高齢者問題

### 1 現状と課題

本市における高齢者保健福祉計画では、65歳以上の高齢者数は、平成26年9月末51,777人、高齢化率は26.6%となり、確実に高齢化が進行しています。

こうした中で、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)には、介護の必要性が高くなる75歳以上の高齢者が総人口に占める割合は2割に達する見込みです。この超高齢社会において、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者並びに夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる一方で、高齢者を支える世代の人口の減少が懸念されています。

そこで、平成37年(2025年)までに、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

本市では、「山口市総合計画」(平成19年策定)に掲げる施策の実現に向けて、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の2つの計画に基づき、様々な取り組みを行っています。

### 2 基本方針

平成27年度に策定した「第七次山口市高齢者保健福祉計画・第六次山口市介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ちながら自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要な状態になっても望む場所で安心して暮らすことができるよう、支援体制の整備と**包括的ネットワーク**※1の構築を推進します。

#### (1) 社会活動と生きがいの推進

高齢者が、いきいきと自分らしく暮らすことができるよう、長年にわたって積み重ねてきた知識や経験・技能などを生かした活動支援を行うとともに、社会参加や社会貢献、就労の促進、生涯学習・生涯スポーツの推進体制を充実し、生涯現役社会づくりを推進します。

また、地域において、生きがいにつながる生涯学習、健康づくり、多世代交流などの活動ができる集いの場として、既存施設の利用を促進します。

#### (2) 介護予防の推進

高齢者が自分らしく健やかに安心して生活を送ることができるよう、元気なときから切れ目なく、住民が主体的に参加できる、健康づくり及び介護予防の環境づくりに努めます。

また、自立支援の視点を踏まえ、生活支援、要支援者等への支援等の基盤となる介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備を図ります。

#### (3) 地域生活支援体制の推進

高齢者が、地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者一人ひとりに見合ったサービスの提供や家族や地域の支え合いによる見守りのネットワークシステムの充実等支援体制の整備を進めます。

また、高齢者の外出の促進を図るため、移動手段の確保、安心して外出できる環境

の整備に努めるとともに、高齢者の居住支援について推進します。

(4) 認知症対策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で生活が続けられるように、介護サービスの一層の充実を図るとともに、認知症の人に対する状態に応じた対応や生活支援サービスの充実、及び関係機関と地域の支えあいによる見守り体制の構築を図ります。

(5) 介護保険事業の推進

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、単身独居や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が見込まれます。高齢者が要介護状態等となっても、本人や家族の希望で、可能な限り住みなれた地域において、自分らしく、安心して日常生活を営むことができるよう、介護サービスの一層の充実を図ります。

(6) 地域包括ケアシステム推進体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一人ひとりの状態やニーズに合わせて、一体的に提供する地域包括ケアシステムを整備するため、保健・医療・福祉の専門職相互の連携に地域の支え合いを統合した包括的ネットワークの構築を図ります。

また、地域住民の自助・互助の意識を高めるとともに、地域福祉や協働によるまちづくりにおける地域活動と連携しながら、高齢者を地域で支え合うための体制づくりを進めます。

**※1 包括的ネットワーク**

高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を継続するために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスや医療をはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供できるよう、地域包括支援センターを中核とする地域の保健・医療・福祉の専門職や、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めたネットワーク。

## 障がい者問題

### 1 現状と課題

国においては、平成18年に「障害者自立支援法」を施行し、身体障がい者、知的障がい者に加え、精神障がい者を制度の対象に含め、一元化した制度へと移行され、平成25年には、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改正され、難病患者を制度の対象とするなど障がい者の範囲の見直しや支援の拡充が図られました。

また、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者虐待防止法」の施行、平成26年に「障害者の権利に関する条約」の批准、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みが展開されてきました。

本市における、平成29年3月末の障害者手帳所持者数は10,566人であり、その内訳は、身体障害者手帳所持者が7,539人、療育手帳所持者が1,398人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,629人です。

また、障害者手帳所持者の59.0%が65歳以上の方であり、障がいのある人の高齢化が進んでおり、介護保険制度や障害福祉サービスを利用されている方が増えてきています。

こうした中、誰もが地域で自立して暮らすため、「ノーマライゼーション※1」の理念に基づき、「みんなが助けあう地域づくり」が必要です。

### 2 基本方針

平成18年度に策定した「山口市障害者基本計画」に基づき、地域生活を支える総合的支援の推進、社会的自立・参加の促進、豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### (1) 地域生活を支える総合的支援の推進

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が地域で暮らすための総合的な支援が求められています。

そのためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな在宅サービス等を提供するとともに、福祉サービスの基盤を充実していきます。

また、生活全般にかかわる様々な問題等が発生したときに気軽に相談を受け、的確に応えられる体制づくりや障がいのある人が福祉サービスを適切に利用できるための情報提供づくりを推進します。

#### (2) 社会的自立・参加の促進

社会的自立や生活の充実、技術習得のために必要とする学習の機会を整備し、障がいのある人の学習活動、スポーツ、文化活動などに気軽に参加できる環境を整備します。

障がいのある人が地域で生活する上で、活動の場、働く場があるということは、生活の質の向上に大きな役割を果たしていることから、日中の活動の場の充実とともに、就労支援施設の計画的な整備を推進し、社会参加・自立を一層促進します。

(3) 豊かに安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域において、安全かつ快適に自立した生活を送っていく上で移動などの妨げとなっているもののひとつが、身のまわりにある障壁（バリア）です。

障がいのある人をはじめとして、高齢者、妊婦、子どもなどに配慮した視点で、バリアフリーのまちづくりや、はじめから誰もが使いやすいという**ユニバーサル社会**<sup>※2</sup>の実現をめざしたまちづくりを総合的に推進します。

**※1 ノーマライゼーション**

高齢者や障がいのある人など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常のある社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにし、共に社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりを進める考え方。

**※2 ユニバーサル社会**

高齢者や障がいのある人などを含めたすべての人が、はじめから利用しやすいように、施設、もの、サービスなどに配慮した社会。

## 同和問題

### 1 現状と課題

昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、数度にわたる法改正が行われ、地域改善対策に係わる様々な施策が実施されてきました。

本市においては、同和問題の早期解決を目指して、関係団体等との連携を図り、関係者の理解と協力を得ながら、同和問題の解決に向けた関係諸施策の推進と市民の理解及び地域住民の努力の結果、生活環境等は大きく改善され、また、教育・啓発活動の推進により、市民の同和問題に対する理解も深まり、その成果は全体的には着実に進展してきたものと認識しています。

こうした中、国の特別措置法が、平成14年3月をもって失効し、特別対策については終了しました。山口県においても、国の特別法終了に合わせて、平成14年3月末をもって特別対策を終了し、平成17年9月に「山口県における同和行政・教育のまとめ」が行われました。

しかしながら、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国においては、平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現を目指すことが定められました。

### 2 基本方針

国の法律（部落差別の解消の推進に関する法律）を十分に踏まえ、市民一人ひとりの理解を深め、部落差別を解消するため、必要な施策、教育及び啓発を行うよう努めます。

#### (1) 教育・啓発

国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めます。

#### (2) 相談体制の充実

国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に応ずるための体制の充実を図るよう努めます。

## 外国人問題

### 1 現状と課題

我が国は、昭和54年に「国際人権規約」を批准、平成7年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に加入し、外国人の人権及び基本的自由を保障していますが、国際化が地域レベルで広がる中、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、人種や言語、宗教による差別を撤廃するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努め、互いに理解しあえる共生の社会を構築することが必要です。

社会・経済全般に国際化が進む中、本市においても外国籍住民が年々増加しており、平成29年3月末における、本市の外国人登録者数は1,374人であり、人口の約0.7%を占めています。

今後、地域社会の中で、多様な文化が受け入れられ、そこに住むすべての人々が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが必要です。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ※1であるとして、社会的関心を集めています。

こうした中、平成28年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、法令等による規制の動きや、県内の状況等も踏まえながら、適切な対応に努めることが求められています。

### 2 基本方針

国際化が進展する中、言語や習慣、文化の違いを認め合い相互理解を図るため、一人ひとりが心の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、多様な文化や人々が共存していける**多文化共生**※2の地域づくりに向け、啓発活動や交流活動による相互理解の促進に努めます。

また、**本邦外出身者**※3に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みに関する施策の推進に努めます。

#### (1) 国際交流の推進

姉妹・友好都市交流の推進に努めます。

#### (2) 国際感覚豊かな市民の育成

青少年の語学能力や国際感覚の醸成、市内に住む外国人と市民がお互いの文化を理解し交流するなど地域の国際化に努めます。

#### (3) 外国人にやさしいまちづくりの推進

外国人の人々が、安心して生活することができるように、日常の生活情報をまとめたガイドブックの作成・配布や日本語講座の開催などに努めます。

#### (4) 市内国際交流団体への支援・協力

市民の国際化の醸成や国際協力などに資する活動をしている団体、姉妹友好都市との交流を進める団体の活動を支援し、市民が国際交流に参加し異文化に触れる機会の拡大に努めます。

(5) 相談体制の整備

国や県と連携し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応じ、解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めます。

(6) 教育・啓発

本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動及び啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取り組みを行うよう努めます。

**※1 ヘイトスピーチ**

特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、国籍等を差別的な意図をもって貶(おとし)める言動。

**※2 多文化共生**

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

**※3 本邦外出身者**

日本以外の国または地域の出身者のこと。

## 感染症患者等の問題

### 1 現状と課題

**A I D S（エイズ：後天性免疫不全症候群）※1**等の感染症については、その病気に関する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者等に対して、差別をしたり偏見を持つことが問題となっています。

また、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興も危惧されており、市民が誤った情報に左右されることなく、感染症に対して正しい理解をすることが必要です。

### 2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を推進します。

#### (1) H I V感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進

世界エイズデー等において、エイズに関する正しい知識の普及啓発を推進します。特に若い世代には、疾病への正しい理解が深まるよう学校教育において普及啓発を図ります。

#### (2) 感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進

あらゆる機会を通じて、新型インフルエンザなど感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

#### ※1 A I D S（エイズ：後天性免疫不全症候群）

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）によって起こる病気。このウイルスに感染し、全身の免疫機構が破壊されると、病原体への抵抗力がなくなります。

## ハンセン病問題

### 1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」による慢性の感染症ですが、感染力はきわめて弱く、今ではたとえ発病しても有効な治療薬で完治します。

しかし、長年行われてきた療養所への強制隔離政策や病気に対する誤った知識により、「怖い病気」として人々に定着し、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

こうしたハンセン病に対する偏見や差別をなくすため、一人ひとりがハンセン病について正しく理解することが求められています。

### 2 基本方針

ハンセン病患者に対する偏見や差別の解消のため、「ハンセン病を正しく理解する週間※1」等の機会を通じて、正しい知識の普及啓発を推進します。

#### ※1ハンセン病を正しく理解する週間

ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までを週間としています。

## 罪や非行を犯した人の問題

### 1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとしているのに、誤った認識や偏見から、就労問題や住居等の確保が困難になるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中で、改めて地域社会の理解と協力が必要です。

### 2 基本方針

罪や非行を犯した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、その社会復帰に向けて関係機関等と連携・協力して啓発活動の推進に努めます。

## プライバシー保護の問題

### 1 現状と課題

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、県においては、平成14年に、「山口県個人情報保護条例」が施行され、国においては、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、平成29年5月に「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。

本市においても、平成17年10月に施行された、個人情報の取扱いについての基本的事項や市が保有する個人情報の開示請求権等について定めた「山口市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を図っています。

### 2 基本方針

事業者や市民に対して、個人情報保護の重要性についての啓発活動に努めます。

## インフォームド・コンセント推進の問題

### 1 現状と課題

誰もが安心して良質な医療を受け、心身ともに健康で生活していくことは、最も基本的な権利です。そのために、患者が自分の病気と医療行為について十分な説明を受け、納得して、自分で治療法を選ぶという、**インフォームド・コンセント**※1が一層推進され、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療が確保されるよう環境の整備が必要です。

### 2 基本方針

患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、関係機関等と連携し、医療従事者や市民への啓発に努めます。

#### ※1インフォームド・コンセント

診療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了解を得て治療すること。

## インターネットによる問題

### 1 現状と課題

インターネットなど情報通信メディアによる差別的な情報の掲示や、ホームページへの人権を侵害する書き込みが行われるなどの行為が増加しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成14年5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー※1責任制限法）」の施行により、ホームページの掲示板等における権利の侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また、平成17年4月の「個人情報保護法」の全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

さらに、子どもたちが有害情報に接触したり、犯罪に巻き込まれたりする現状を受けて、平成21年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び地方自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリングサービスの利用を普及していくことになりました。

### 2 基本方針

#### (1) 適正なインターネット利用の促進

インターネット上での人権侵害行為に対しては、関係機関等との連携を図りながら適切に対応（相談体制の充実、ネットを悪用した差別に対する削除要請等）していくとともに、市民一人ひとりがインターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身につけ、マナーやルールを守って、インターネットや電子メールなどの活用ができるよう、啓発活動を推進します。

#### (2) インターネット上における子どもを守る取り組み

子どもを取り巻くネット環境に関し、保護者や学校、地域と関係機関が連携し、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

#### ※1 プロバイダー

インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

## 犯罪被害者保護の問題

### 1 現状と課題

犯罪被害者等の権利利益を保護することを目的とした施策を、総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。

また、「第2次犯罪被害者等基本計画」を平成23年に策定し、この中で、5つの重点課題（損害回復・経済的支援等、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続きへの関与拡充、支援等のための体制整備、国民の理解の増進と配慮・協力の確保）を掲げ、施策を推進しています。

犯罪の被害者等は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショック、風評等による不快感やストレスなど、様々な二次的被害に苦しめられていることから、犯罪被害者等を社会全体で途切れることなく支えていくことが強く求められています。

### 2 基本方針

犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や民間団体等が連携し、官民一体となって啓発活動に努めます。

また、犯罪被害者や家族の生活が守られる地域社会を目指します。

## 拉致問題

### 1 現状と課題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権に関わる極めて重大な問題であり、その早期解決のためには、国民的課題として、国と地方公共団体が足並みを揃え、一体となって世論の啓発等に取り組んでいくことが重要であり、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

### 2 基本方針

国、県、関係機関等と連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないよう配慮しながら、啓発活動を実施するなど、市民の理解の促進と世論の喚起に努めます。

## 性の多様性の問題

### 1 現状と課題

性の多様性については、性的指向や性自認、性同一性障がいといったものが挙げられます。代表的な分類として、「LGBT」（L：レズビアン、女性の同性愛者、G：ゲイ、男性の同性愛者、B：バイセクシュアル、両性愛者、T：トランスジェンダー、生まれたときに法律的・社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）があります。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

性同一性障がい※1については、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行され、一定の条件を満たす場合は、法令上の性別の取扱い変更について家庭裁判所の審判を受けることができるようになりました（平成20年に改正法によって条件が緩和されています）。

性的指向や性自認、性同一性障がいについては、人々の理解不足や社会的な対応が遅れていることなどにより、誤解をされたり、偏見や差別を受けたりすることがあります。こうした偏見や差別が解消され、様々な立場の人々の人権が尊重されることが求められています。

### 2 基本方針

#### (1) 性の多様性に関する理解の促進

性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている人々の人権が尊重され、幸せに暮らせる社会実現をするため、正しい知識と性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。

#### (2) 児童生徒に対するきめ細かな対応の実施

学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、相談体制の充実や心情に配慮したきめ細かな対応を行います。

#### ※1 性同一性障がい

「性同一性障がい」とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。

## 働く人の問題

### 1 現状と課題

日本国憲法では、国民の勤労に関する規定として、職業選択の自由や勤労の権利等を保障しています。

また、労働基準法により、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないことや、労働者と使用者が対等の立場において決定することなどが規定されています。

しかし近年、社会構造や就業環境の変化等を背景として、契約社員や派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用の労働者が増加しており、雇用全体の4割近くが非正規雇用と言われ、非正規就業や所得格差、職場での様々なハラスメント（嫌がらせ）、障がい者雇用の課題、性の多様性に対する権利確保など、就労者の人権に直結する新たな課題が生じています。

また、雇用の場における男女の均等待遇や、仕事と子育ての両立支援について、良好な職場環境づくりの推進のための施策を展開しているものの、今なお、多くの問題が残っています。

働く人を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、様々な対象者への就労支援や、多様化、複雑化している労働相談の充実など、変化に応じた新たな支援策が必要となっています。

### 2 基本方針

良好な職場環境づくりの推進にあたり、企業や関係機関等に対し、情報提供や意識啓発に努めます。

#### (1) 男女がいきいきと働き続けられる環境づくり【再掲P8】

長時間労働の削減等の働き方の見直しや意識改革、子育て・介護支援の充実等により、男女が互いに責任を分かち合いながら、家事・子育て・介護等に参画し、職業生活その他の社会生活と家庭生活の調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつけられ、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

#### (2) 働く人の権利に関する啓発

職業・職種、また、正規職員や派遣社員、パートタイム、アルバイトなどの非正規雇用といった任用形態等によって差別されることのないように、また働く人の権利が守られるように様々な法令に定められた働く人の権利及びその適正な行使について、事業主や働く人に対し、情報提供や啓発に努めます。

#### (3) ハラスメントに関する啓発

職場における**パワー・ハラスメント**<sup>※1</sup>、**セクシュアル・ハラスメント**、**マタニティ・ハラスメント**<sup>※2</sup>等のハラスメント行為防止についての理解を深めるために、意識啓発に努めます。

#### ※1 パワー・ハラスメント

厚生労働省においては、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されています。

#### ※2 マタニティ・ハラスメント

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法においては、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い・ハラスメントのこと。

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

#### その他の人権問題

この他、**ストーカー**※<sup>1</sup>等に関する問題、**環境問題**※<sup>2</sup>、**自己決定権**※<sup>3</sup>等に関する問題等、新たな課題の解決のための方策について検討するとともに、適宜対応します。

##### ※<sup>1</sup> ストーカー

特定の人間に対して、好意または怨恨を抱いてつきまとい等の行為を繰り返す者。

##### ※<sup>2</sup> 環境問題

環境を破壊することは、人間が安全に快適にそして健康に暮らす権利を奪うことから、人権問題とも密接に結びついています。

##### ※<sup>3</sup> 自己決定権

自分の生き方や生活について自由に決定する権利。

## 第4章 人権施策の推進体制等

### 1 推進体制

#### (1) 山口市人権施策推進審議会（平成21年4月1日条例施行）

人権施策の推進に当たっては、市民、関係団体等との協働による組織を設置し、人権施策の推進についての意見の聴取や調査審議をすることにより、市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくりを推進します。

#### (2) 山口市人権推進本部会議（平成18年4月1日要綱施行）

人権施策の推進に当たっては、全庁的な推進体制である「山口市人権推進本部会議」において、関係部局相互の密接な連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、この指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

#### (3) 山口市人権教育推進委員会（平成17年10月1日規則施行）

人権教育を総合的かつ効果的に推進するための組織として設置したもので、基本的人権の正しい理解及び学習を通して人権教育を推進します。

### 2 国、県、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県等の行政機関及び民間団体等との緊密な連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取り組みが必要です。

このため、山口地方法務局や山口人権擁護委員協議会とともに設立した「山口人権啓発活動地域ネットワーク協議会」をはじめとする関係機関と連携・協力して人権に関する取り組みを推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい取り組みが期待されていることから、市は、市民、企業、民間団体等との連携を図りながら人権に関する情報提供や助言を行うなど取り組みの支援や連携を図るとともに、その活動しやすい環境づくりを一層推進します。

### 3 相談・支援体制の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、**相談機関※1**の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の資質の向上に取り組みます。

さらに、複雑、多様な人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、県、関係機関等を含めた、それぞれの相談機関がネットワーク化を図るなど連携強化の取り組みを推進します。

#### (1) 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、国、県や人権擁護委員等と市の人権に係る相談機関がネットワーク化を図り、連携強化に努めます。

#### (2) 相談機関の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、相談機関の充実や活動内容の市民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、交流を行い、関係職員や相談員の資質の向上を図ります。

※1 相談機関 資料編P30に「人権関係相談機関等一覧表」を掲載しています。